

担保権引受方法による換価申出書

滞 納 者	住所（所在地）				
	氏名（名称）				
差 押 財 産	名 称	性 質	所 在	数 量	売却決定期日
買受人に引き受けさせようとする担保権	担保権の種類	登 記 、 登 録		担保されている債権の種類、金額及び弁済期限、債務者の住所及び氏名	
		年 月 日	番 号		
<p>上記のとおり、差押えに係る滞納金額が登記(録)されている質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであり、かつ、当該債権の弁済期限が差押財産の売却決定期日から6月以内に到来しないものでありますので、差押財産に設定してある質権、抵当権又は先取特権により担保される債権を買受人に引き受けさせる方法で換価してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所(所在地) 担保権者 氏名(名称)</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 美唄市長</p> <p style="text-align: center;">添付書類 登記(登録)の内容を証する書面 部</p>					
<p>上記の申出は、(認めます)(次の理由により認められません)ので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">美唄市長 印</p>					
認められない理由					

- 注意 1 この申出は、差押財産が不動産（地上権等の物権、工場財団等の財団、鉱業権等を含みます。）、船舶、航空機、自動車又は建設機械であり、かつ、担保権が登記されている質権、抵当権又は先取特権である場合に限りすることができます。
- 2 この申出書は、正副2部を提出してください。なお、副本は、申出の承認又は不承認の通知書に用います。
- 3 この申出書は、担保権の登記（登録）の内容を証する書面を添付してください。
- 4 滞納処分が行われた不動産（換価執行決定がされたものに限る。）について申出をするときに使用する場合は、この様式中「差押財産」とあるのを「特定参加差押不動産」と、「差押え」とあるのを「特定差押え」と訂正して使用してください。
- 5 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 6 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 7 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 摘要 申出を認める場合は、注意の5から7までの事項を消して使用すること。